

上田市一般廃棄物収集運搬業の新規許可制限について

上田市で毎年度策定する一般廃棄物処理実施計画に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号) 第 7 条第 1 項に規定する一般廃棄物収集運搬業の許可を、当面の間行わないこととします。

理由は、一般廃棄物の排出量は減少傾向が続いており、既存許可事業者の収集運搬能力で適正な収集運搬が確保できると判断したためです。

今後の許可方針の見直しについては、一般廃棄物量の推移や許可事業者の収集運搬能力により判断します。

問合せ先

上田市 生活環境部 廃棄物対策課

電話 0268-22-0666